

東京成徳大学国際学部留学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京成徳大学学則（以下「学則」という。）第34条の3第2項に基づき、東京成徳大学国際学部（以下「本学部」という。）がカリキュラムとして行う海外留学（以下「留学」という。）に関し必要な事項を定める。

(留学先教育機関)

第2条 本学部学生が留学する教育機関は別表1のとおりとする。

(留学の資格)

第3条 留学できる者は、本学部在籍し、以下を満たす者とする。

- (1) 1年次前期開講の「留学前ゼミナール」の単位を修得した者
- (2) 指定された期日までに留学に関する費用を納入した者

(留学の手続き)

第4条 留学を希望する者は、入学後、すみやかに留学誓約書及び留学希望届を学長に提出しなければならない。

(留学の許可)

第5条 前条の出願があった場合は、教授会の議を経て、学長がこれを許可する。

(留学期間)

第6条 留学期間は1年次後期から2年次前期の間とする。

(留学中及び帰国後の学修)

第7条 本学部留学に参加する者は、留学先教育機関において指定された教育プログラムを受講するとともに、本学部が指示する課題に取り組み、帰国後は「留学後ゼミナール」を受講しなければならない。

(留学修了の手続)

第8条 留学を修了し帰国した学生は、所定の期間内に、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 留学修了届
- (2) 単位取得証明書（またはこれに準ずる書類）
- (3) その他学部長があらかじめ提出を指定した書類

(留学中における厳守事項)

第9条 留学中は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 自らの故意又は過失により生じた損害や事故については、各自がその責任を負う。
- (2) 滞在国以外への旅行は、これを認めない。
- (3) 一時帰国は、本学部が承認した場合を除き、これを認めない。
- (4) 本学部及び留学先教育機関指定の海外旅行保険・留学生医療保険に加入する。
- (5) 本学部及び留学先教育機関があらかじめ指定・認定した科目を履修する。
- (6) 本学部が指定又は承認した滞在先（ホームステイ先または寮）に滞在する。

(留学により修得した単位の認定)

第10条 留学中の授業科目の履修により修得した単位のうち、教授会が適当であると認めた履修科目を、32単位を限度として、本学部において修得したものとみなし、卒業に必要な単位として認定することができる。

(留学許可の取消)

第11条 留学中の学生が次の各号に該当すると認められた場合、留学先教育機関と協議し、教授会の議を経て、学長は留学の許可および留学中に取得した単位を取り消すことができる。

- (1) 本大学の他の学生・保護者もしくは留学先教育機関の関係者の名誉もしくは信用を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
 - (2) 留学中に他人に物理的な危害もしくは精神的な脅威を与え、または他人の安全で平穏な生活を妨害した場合
 - (3) 本学部の留学プログラム運営もしくは留学先教育機関での留学プログラム運営を妨害し、または妨害するおそれのある行為をした場合
 - (4) 法令等もしくは公序良俗に違反し、またはそれらに違反するおそれのある行為をした場合
 - (5) 就労（アルバイト等を含む。）をした場合
 - (6) 留学先で車両（自動車、自動二輪車、軽飛行機、小型船舶等を含む。）を運転した場合、または本学部の他の留学生が留学先で運転する車両に同乗した場合
 - (7) 学生査証が認められなくなった場合
 - (8) 疾病その他やむを得ない理由により留学を続けることができない場合
 - (9) 本学の定める規程等又は本学教職員の指示・指導に従わない場合
 - (10) 本学部の留学プログラム又は教育課程の方針・制度と学生・保護者の要望が著しく乖離し、留学継続が困難と認められた場合
 - (11) 留学プログラムの準備から現地滞在期間にわたり、本学部または留学先教育機関に提出した情報に虚偽があった場合
 - (12) そのほか、その行状により、本学部が留学プログラム参加を不適切と判断した場合
 - (13) 本学部の他の留学生が本規程に違反しているのを知りながら、それに加担した場合
 - (14) 留学に関する費用を指定された期日までに納入できなかった場合
- 2 前項により留学の許可を取り消された者は、ただちに帰国し、本学部の指示に従わなければならない。

(修業年限)

第12条 留学の期間は、1年間を限度として、学則第13条に定める修業年限及び在学年限に算入することができる。

(細目)

第13条 この規程の改廃は教授会の議を経て学長が行う。

- 2 この規程に定めるもののほか、本学部留学に関して必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

別表1

	大学名	提携語学教育機関	所在地
米国	Green River College	ELS Seattle	ワシントン州
	Mt. Hood Community College	ELS Portland	オレゴン州
	Santa Rosa Junior College	ELS Santa Rosa	カリフォルニア州
韓国	慶熙大学校		ソウル特別市東大門区
	嘉泉大学校		京畿道城南市